

改 定	現 行	備 考
<p data-bbox="379 598 1086 653">地質・土質調査業務共通仕様書</p> <p data-bbox="575 1409 884 1545">平成2<u>9</u>年4月 香川県土木部</p>	<p data-bbox="1641 598 2347 653">地質・土質調査業務共通仕様書</p> <p data-bbox="1852 1409 2160 1545">平成2<u>3</u>年4月 香川県土木部</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>第1章 総則</p> <p>第101条 適用</p> <p>1. 地質・土質調査業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、香川県<u>土木部</u>の発注する地質・土質調査、試験、解析等に類する業務（以下「地質・土質調査業務」という。）に係る<u>設計業務等委託契約書（以下「契約書」という。）</u>及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。</p> <p>（中略）</p> <p>3. 特記仕様書、図面、<u>共通仕様書又は指示や協議等</u>の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合<u>など業務の遂行に支障を生じたり、今後相違することが想定される場合、</u>受注者は調査職員に確認して指示を受けなければならない。</p> <p>4. <u>発注者支援業務、</u>測量業務及び設計業務等に関する業務については、別に定める各共通仕様書によるものとする。</p> <p>第102条 用語の定義</p> <p>（中略）</p> <p>2. 「受注者」とは、地質・土質調査業務等の実施に関し、発注者と契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。<u>又は、法令の規定により認められたその一般承継人をいう。</u></p> <p>（中略）</p> <p><u>4. 本仕様で規定されている主任調査職員とは、総括調査業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または協議、および関連業務との調整のうち重要なものの処理を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止または契約の解除の必要があると認める場合における契約担当官等（会計法（平成18年6月7日改正法律第53号第29条の3第1項に規定する契約担当官をいう。）に対する報告等を行うとともに、調査職員の指揮監督並びに調査業務のとりまとめを行う者をいう。</u></p> <p><u>5. 本仕様で規定されている調査職員とは、一般調査業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または協議で軽易なものの処理、業務の進捗状況の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査（重要なものを除く）を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止または契約の解除の必要があると認める場合における主任調査職員への報告を行うとともに、一般調査業務のとりまとめを行う者をいう。</u></p>	<p>第1章 総則</p> <p>第101条 適用</p> <p>1. 地質・土質調査業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、香川県の発注する地質・土質調査、試験、解析等に類する業務（以下「地質・土質調査業務」という。）に係る契約書及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。</p> <p>（中略）</p> <p>3. 特記仕様書、図面又は共通仕様書の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合<u>には</u>受注者は調査職員に確認して指示を受けなければならない。</p> <p>4. 測量業務及び設計業務等に関する業務については、別に定める共通仕様書によるものとする。</p> <p>第102条 用語の定義</p> <p>（中略）</p> <p>2. 「受注者」とは、地質・土質調査業務の実施に関し、発注者と契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。</p> <p>（中略）</p> <p><u>（新規）</u></p> <p><u>（新規）</u></p>	

改 定	現 行	備 考
<p>6. 「検査職員」とは、地質・土質調査業務の完了検査及び指定部分に係る検査にあたって約款第30条第2項の規定に基づき検査を行う者をいう。</p> <p>7. 「管理技術者」とは、契約の履行に関し業務の管理及び統括等を行う者で約款第9条第1項の規定に基づき受注者が定めた者をいう。</p> <p>8. 「担当技術者」とは、管理技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めた者をいう。</p> <p>9. 「同等の能力と経験を有する技術者」とは、地質・土質調査業務に関する技術上の知識を有する者で、<u>特記仕様書で規定する者又は</u>発注者が承諾した者をいう。</p> <p>10. 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。</p> <p>11. <u>「約款」とは、別冊の「香川県土木設計業務等委託契約約款」をいう。</u></p> <p>12. 「設計図書」とは、仕様書、図面、数量総括表、現場説明書及び現場説明書に対する質問回答書をいう。</p> <p>13. 「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）を総称していう。</p> <p>14. 「共通仕様書」とは、各地質・土質調査業務に共通する技術上の指示事項等を定める図書をいう。</p> <p>15. 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し当該地質・土質調査業務の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。</p> <p>16. 「数量総括表」とは、地質・土質調査業務に関する工種、設計数量および規格を示した書類をいう。</p> <p>17. 「現場説明書」とは、地質・土質調査業務の入札等に参加する者に対して発注者が当該地質・土質調査業務の契約条件を説明するための書類をいう。</p> <p>18. 「質問回答書」とは、現場説明書に関する入札等参加者からの質問書に対して発注者が回答する書面をいう。</p> <p>19. 「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。</p> <p>20. 「指示」とは、調査職員が受注者に対し、地質・土質調査業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。</p> <p>21. 「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。</p> <p>22. 「通知」とは、発注者若しくは調査職員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは調査職員に対し、地質・土質調査業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。</p> <p>23. 「報告」とは、受注者が調査職員に対し、地質・土質調査業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。</p> <p>24. 「申し出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関し、発注者に対して書面をもって同意を求めることをいう。</p> <p>25. 「承諾」とは、受注者が調査職員に対し書面で申し出た地質・土質調査業務の遂行上必要な事項について、調査職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。</p>	<p>4. 「検査職員」とは、地質・土質調査業務の完了の検査にあたって約款第30条第2項の規定に基づき検査を行う者をいう。</p> <p>5. 「管理技術者」とは、契約の履行に関し業務の管理及び統括等を行う者で約款第9条第1項の規定に基づき受注者が定めた者をいう。</p> <p>6. 「担当技術者」とは、管理技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めた者をいう</p> <p>7. 「同等の能力と経験を有する技術者」とは、地質・土質調査業務に関する技術上の知識を有する者で、発注者が承諾した者をいう。</p> <p>8. 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。</p> <p><u>（新規）</u></p> <p>9. 「設計図書」とは、<u>設計書</u>、仕様書、図面、数量総括表、現場説明書及び現場説明書に対する質問回答書をいう。</p> <p>10. 「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）を総称していう。</p> <p>11. 「共通仕様書」とは、各地質・土質調査業務に共通する技術上の指示事項等を定める図書をいう。</p> <p>12. 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し当該地質・土質調査業務の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。</p> <p>13. 「数量総括表」とは、地質・土質調査業務に関する工種、設計数量および規格を示した書類をいう。</p> <p>14. 「現場説明書」とは、地質・土質調査業務の入札等に参加する者に対して発注者が当該地質・土質調査業務の契約条件を説明するための書類をいう。</p> <p>15. 「質問回答書」とは、現場説明書に関する入札等参加者からの質問書に対して発注者が回答する書面をいう。</p> <p>16. 「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。</p> <p>17. 「指示」とは、調査職員が受注者に対し、地質・土質調査業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。</p> <p>18. 「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。</p> <p>19. 「通知」とは、発注者若しくは調査職員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは調査職員に対し、地質・土質調査業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。</p> <p>20. 「報告」とは、受注者が調査職員に対し、地質・土質調査業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。</p> <p>21. 「申し出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関し、発注者に対して書面をもって同意を求めることをいう。</p> <p>22. 「承諾」とは、受注者が調査職員に対し書面で申し出た地質・土質調査業務の遂行上必要な事項について、調査職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>26. 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。</p> <p>27. 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。</p> <p>28. 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者又は調査職員と受注者が対等の立場で合議することをいう。</p> <p>29. 「提出」とは、受注者が調査職員に対し地質・土質調査業務に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。</p> <p>30. 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。 (1) 緊急を要する場合は、ファクシミリまたは電子メールにより伝達できるものとするが、後日書面と差し換えるものとする。 (2) 電子納品を行う場合は、別途調査職員と協議するものとする。</p> <p>31. 「照査」とは、受注者が、発注条件等の確認及び解析等の検算等の成果の確認をすることをいう。</p> <p>32. 「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が地質・土質調査業務の完了を確認することをいう。</p> <p>33. 「打合せ」とは、地質・土質調査業務を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と調査職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。</p> <p>34. 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。</p> <p>35. 「協力者」とは、受注者が地質・土質調査業務の遂行にあたって、再委託する者をいう。</p> <p>36. 「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。</p> <p>37. 「立会」とは、設計図書に示された項目において調査職員が臨場し内容を確認することをいう。</p> <p>38. 「了解」とは、契約図書に基づき、調査職員が受注者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。</p> <p>39. 「受理」とは、契約図書に基づき、受注者、調査職員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。</p> <p>第103条 受発注者の責務 受注者は契約の履行に当たって調査等の意図及び目的を十分に理解したうえで調査等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。 <u>受注者及び発注者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。</u></p>	<p>23. 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。</p> <p>24. 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。</p> <p>25. 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。</p> <p>26. 「提出」とは、受注者が調査職員に対し地質・土質調査業務に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。</p> <p>27. 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。 (1) 緊急を要する場合は、ファクシミリまたは電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。 (2) 電子納品を行う場合は、別途調査職員と協議するものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>28. 「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が地質・土質調査業務の完了を確認することをいう。</p> <p>29. 「打合せ」とは、地質・土質調査業務を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と調査職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。</p> <p>30. 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。</p> <p>31. 「協力者」とは、受注者が地質・土質調査業務の遂行にあたって、再委託する者をいう</p> <p>32. 「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。</p> <p>33. 「立会」とは、設計図書に示された項目において調査職員が臨場し内容を確認することをいう。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p>第103条 受注者の義務 受注者は契約の履行に当たって調査等の意図及び目的を十分に理解したうえで調査等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>第104条 業務の着手 受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日 <u>(土曜日、日曜日、祝日等(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日(以下「休日等」という。))を除く)</u> 以内に地質・土質調査業務に着手しなければならない。 この場合において、着手とは管理技術者が地質・土質調査業務の実施のため調査職員との打合せ<u>を行う</u>ことをいう。</p> <p>(中略)</p> <p>第106条 設計図書の支給及び点検</p> <p>(中略)</p> <p>2. 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は調査職員に報告し、その指示を受けなければならない。</p> <p>(中略)</p> <p>第107条 調査職員</p> <p>(中略)</p> <p>4. 調査職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、調査職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその<u>口頭による</u>指示等に従うものとする。<u>なお</u>調査職員は、その<u>口頭による</u>指示等を行った後7日以内に書面で受注者に<u>指示</u>するものとする。</p>	<p>第104条 業務の着手 受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日以内に地質・土質調査業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が地質・土質調査業務の実施のため調査職員との打合せ<u>又は現地踏査を開始する</u>ことをいう。</p> <p>第106条 設計図書の支給及び点検</p> <p>(中略)</p> <p>2. 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は調査職員に<u>書面により</u>報告し、その指示を受けなければならない。</p> <p>(中略)</p> <p>第107条 調査職員</p> <p>(中略)</p> <p>4. 調査職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、調査職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその指示等に従うものとする。調査職員は、その指示等を行った後7日以内に書面で受注者に<u>その内容を通知</u>するものとする。</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>第108条 管理技術者</p> <p>(中略)</p> <p>3. 管理技術者は、技術士（総合技術監理部門（<u>選択科目：建設一般並びに土質及び基礎、又は応用理学一般及び地質</u>）又は<u>建設部門（選択科目：土質及び基礎）若しくは応用理学部門（選択科目：地質）</u>）、シビルコンサルティングマネージャー（以下「RCCM」という。）<u>（地質部門又は土質及び基礎部門）の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であり</u>、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。なお、業務の範囲が現場での調査・計測作業のみである場合、又は内業を含み、かつその範囲が、第602条第2項から第4項までの場合、地質調査技士又はこれと同等の能力と経験を有する技術者を管理技術者としてすることができる。</p> <p>(中略)</p> <p><u>5. 管理技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。</u></p> <p>第109条 照査技術者及び照査の実施</p> <p><u>1. 受注者は、業務の実施にあたり、照査を適切に実施しなければならない。</u></p> <p><u>2. 設計図書に照査技術者の配置の定めのある場合は、下記に示す内容によるものとする。</u></p> <p><u>(1) 受注者は、設計業務等における照査技術者を定め、発注者に通知するものとする。</u></p> <p><u>(2) 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（<u>選択科目：建設一般並びに土質及び基礎、又は応用理学一般及び地質</u>）、<u>建設部門（選択科目：土質及び基礎）若しくは応用理学部門（選択科目：地質）</u>）、RCCM（<u>地質部門又は土質及び基礎部門</u>）の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。</u></p> <p><u>(3) 照査技術者は、照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。</u></p> <p><u>(4) 照査技術者は、設計図書に定める又は調査職員の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、成果の内容については、受注者の責において照査技術者自身による照査を行わなければならない。</u></p> <p><u>(5) 照査技術者は、特記仕様書に定める照査報告書毎における照査結果の照査報告書及び報告完了時における全体の照査報告書を取りまとめ、照査技術者の責において署名捺印のうえ管理技術者に提出するものとする。</u></p>	<p>第108条 管理技術者</p> <p>(中略)</p> <p>3. 管理技術者は、技術士（総合技術監理部門（<u>業務に該当する選択科目</u>）又は<u>業務に該当する部門</u>）又は<u>これと同等の能力と経験を有する技術者、あるいはシビルコンサルティングマネージャー（RCCM）の資格保有者とし、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。</u>なお、業務の範囲が現場での調査・計測作業のみである場合、又は内業を含み、かつその範囲が、第602条第2項から第4項までの場合、地質調査技士又はこれと同等の能力と経験を有する技術者を管理技術者としてすることができる。</p> <p>(中略)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p>	

改 定	現 行	備 考
<p><u>3. 照査技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。</u></p> <p>第110条 担当技術者</p> <p>1. 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を調査職員に提出するものとする。（管理技術者と兼務するものを除く）</p> <p>なお、担当技術者が複数にわたる場合は、<u>適切な人数とし、8名までとする。ただし、受注者が設計共同体である場合には、構成員毎に8名までとする。</u></p> <p>（中略）</p> <p>第111条 提出書類</p> <p>1. 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を調査職員を経て発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、契約金額に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、調査職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際に指定した書類を除く。</p> <p>（中略）</p> <p>3. 受注者は、契約時又は変更時において、<u>契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約締結後、15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15日（休日等を除く）以内に、書面により調査職員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする）。</u></p> <p>また、登録機関に登録後、<u>テクリス</u>より「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに調査職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、<u>15日間（休日等を除く）</u>に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p> <p><u>また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請し、登録後にはテクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、発注者に提出しなければならない。</u></p>	<p><u>（新規）</u></p> <p>第109条 担当技術者</p> <p>1. 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を調査職員に提出するものとする。（管理技術者と兼務するものを除く）</p> <p>なお、担当技術者が複数にわたる場合は<u>3名までとする。</u></p> <p>（中略）</p> <p>第110条 提出書類</p> <p>1. 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を調査職員を経て発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、契約金額に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、調査職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際指定した書類を除く。</p> <p>（中略）</p> <p>3. 受注者は、契約時又は変更時において、<u>請負金額が100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は業務完了後10日以内に、調査職員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録内容に訂正が必要な場合、TECRISに基づき、「訂正のための確認のお願い」を作成し、訂正があった日から10日以内に調査職員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。</u></p> <p>また、登録機関に登録後、<u>TECRIS</u>より「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに調査職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が<u>10日間</u>に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>第11<u>2</u>条 打合せ等</p> <p>1. 地質・土質調査業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と調査職員は常に密接な連絡をとり、業務の実施方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が<u>書面（打合せ記録簿）</u>に記録し、相互に確認しなければならない。</p> <p>なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて書面（打合せ記録簿）を作成するものとする。</p> <p>2. 地質・土質調査業務着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、管理技術者と調査職員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。</p> <p>（中略）</p> <p><u>4. 打合せ（対面）の想定回数は、特記仕様書又は数量総括表による。</u></p> <p><u>5. 調査職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」*に努める。</u></p> <p><u>※ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。</u></p>	<p>第11<u>1</u>条 打合せ等</p> <p>1. 地質・土質調査業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と調査職員は常に密接な連絡をとり、業務の実施方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。</p> <p>なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて書面（打合せ記録簿）を作成するものとする。</p> <p>2. 地質・土質調査業務着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、管理技術者と調査職員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が<u>書面（打合せ記録簿）</u>に記録し相互に確認しなければならない。</p> <p>（中略）</p> <p><u>（新規）</u></p> <p><u>（新規）</u></p>	

改 定	現 行	備 考
<p>第 1 1 <u>3</u> 条 業務計画書</p> <p>1. 受注者は、契約締結後 <u>14 日 (休日等を含む)</u> 以内に業務計画書を作成し、調査職員に提出しなければならない。</p> <p>2. 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。</p> <p>(1) 業務概要 (2) 実施方針 (3) 業務工程 (4) 業務組織計画 (5) 打合せ計画 (6) 成果物の内容、部数 (7) 使用する主な図書及び基準 (8) 連絡体制 (緊急時含む) (9) 使用機械の種類、名称、性能 (一覧表にする) (10) 仮設備計画 (11) その他</p> <p><u>設計図書において照査技術者による照査が定められている場合は、業務計画書に照査技術者及び照査計画について記載するものとする。</u></p> <p><u>(2) 実施方針又は(11)その他には、第 132 条個人情報の取扱い、第 133 条安全等の確保及び第 137 条に関する行政情報流出防止対策に関する事項も含めるものとする。</u></p> <p>3. 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合には、理由を明確にしたうえで、その都度調査職員に変更業務計画書を提出しなければならない。</p> <p>(中略)</p> <p>第 1 1 <u>4</u> 条 資料等の貸与及び返却</p> <p>(中略)</p>	<p>第 1 1 <u>2</u> 条 業務計画書</p> <p>1. 受注者は、契約締結後 <u>15 日</u>以内に業務計画書を作成し、調査職員に提出しなければならない。</p> <p>2. 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。</p> <p>(1) 業務概要 (2) 実施方針 (3) 業務工程 (4) 業務組織計画 (5) 打合せ計画 (6) 成果品の内容、部数 (7) 使用する主な図書及び基準 (8) 連絡体制 (緊急時含む) (9) 使用機械の種類、名称、性能 (一覧表にする) (10) 仮設備計画 (11) その他</p> <p>3. 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合には、理由を明確にしたうえでその都度調査職員に変更業務計画書を提出しなければならない。</p> <p>(中略)</p> <p>第 1 1 <u>3</u> 条 資料等の貸与及び返却</p> <p>(中略)</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>第 1 1 <u>5</u>条 関係官公庁への手続き等</p> <p>(中略)</p> <p><u>3. 受注者は、測量法第十四条（実施の公示）、第二十一条（永久標識及び一時標識に関する通知）、第二十三条（永久標識及び一時標識の移転、撤去及び廃棄）、第三十七条（公共測量の表示等）、第四十条（測量成果の提出）等の届出に必要な資料を作成し調査職員に提出しなければならない。また、規程第 1 5 条に基づく測量成果の検定を行い、測量法第 4 0 条に基づき、公共測量の測量成果を国土地理院に提出作業を行う。</u></p> <p>第 1 1 <u>6</u>条 地元関係者との交渉等</p> <p>(中略)</p> <p>3. 受注者は、設計図書の定め、あるいは調査職員の指示により受注者が行うべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を随時、調査職員に報告し、指示があればそれに従うものとする</p> <p>(中略)</p> <p>5. 受注者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要を生じた場合には、<u>調査職員</u>の指示に基づいて、変更するものとする。 なお、変更に要する期間及び経費は、発注者と協議のうえ定めるものとする。</p> <p>第 1 1 <u>7</u>条 土地への立ち入り等</p> <p>(中略)</p> <p>4. 受注者は、第三者の土地への立ち入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願いを発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立ち入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。なお、受注者は、立ち入り作業完了後 10 日 <u>(休日等を除く)</u> 以内に身分証明書を発注者に返却しなければならない。</p> <p>(中略)</p>	<p>第 1 1 <u>4</u>条 関係官公庁への手続き等</p> <p>(中略)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>第 1 1 <u>5</u>条 地元関係者との交渉等</p> <p>(中略)</p> <p>3. 受注者は、設計図書の定め、あるいは調査職員の指示により受注者が行うべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を<u>書面により</u>随時、調査職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>5. 受注者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要を生じた場合には、指示に基づいて、変更するものとする。 なお、変更に要する期間及び経費は、発注者と協議のうえ定めるものとする。</p> <p>第 1 1 <u>6</u>条 土地への立入り等</p> <p>(中略)</p> <p>4. 受注者は、第三者の土地への立入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願いを発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。なお、受注者は、立入り作業完了後 10 日以内に身分証明書を発注者に返却しなければならない。</p> <p>(中略)</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>第 1 1 8 条 成果品の提出</p> <p>(中略)</p> <p>4. 受注者は、「地質・土質調査成果電子納品要領(案) <u>(香川県土木部・平成 27 年 4 月)</u> (以下「要領」という。)」に基づいて作成した電子データにより成果品を提出するものとする。「要領」で特に記載が無い項目については、調査職員と協議のうえ決定するものとする。</p> <p>第 1 1 9 条 関係法令及び条例の遵守</p> <p>(中略)</p> <p>第 1 20 条 検 査</p> <p>(中略)</p> <p>2. 発注者は、地質・土質調査業務の検査に先立って受注者に対して検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合検査に要する費用は受注者の負担とする。</p> <p>(中略)</p> <p>第 1 2 1 条 修 補</p> <p>(中略)</p> <p>第 1 2 2 条 条件変更等</p> <p>(中略)</p> <p>2. 受注者は、設計図書で明示されていない履行条件について予期できない特別な状態が生じた場合、直ちにその旨を調査職員に報告し、その確認を求めなければならない。なお、「予期することができない特別な状態」とは以下のものをいう。</p> <p>(中略)</p>	<p>第 1 1 7 条 成果品の提出</p> <p>(中略)</p> <p>4. 受注者は、「地質・土質調査成果電子納品要領(案) (以下「要領」という。)」に基づいて作成した電子データにより成果品を提出するものとする。「要領」で特に記載が無い項目については、調査職員と協議のうえ決定するものとする。</p> <p>第 1 1 8 条 関係法令及び条例の遵守</p> <p>(中略)</p> <p>第 1 19 条 検 査</p> <p>(中略)</p> <p>2. 発注者は、地質・土質調査業務の検査に先立って受注者に対して<u>書面をもって</u>検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合検査に要する費用は受注者の負担とする。</p> <p>(中略)</p> <p>第 1 2 0 条 修 補</p> <p>(中略)</p> <p>第 1 2 1 条 条件変更等</p> <p>(中略)</p> <p>2. 受注者は、設計図書で明示されていない履行条件について予期できない特別な状態が生じた場合、直ちに<u>書面をもって</u>その旨を調査職員に報告し、その確認を求めなければならない。なお、「予期することができない特別な状態」とは以下のものをいう。</p> <p>(中略)</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>第 1 2 <u>3</u> 条 契約変更</p> <p>(中略)</p> <p>第 1 2 <u>4</u> 条 履行期間の変更</p> <p>(中略)</p> <p>第 1 2 <u>5</u> 条 一時中止</p> <p>1. 約款第 19 条第 1 項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は受注者に通知し、必要と認める期間、地質・土質調査業務の全部又は一部を一時中止させることができるものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>第 1 2 <u>6</u> 条 発注者の賠償責任</p> <p>(中略)</p> <p>第 1 2 <u>7</u> 条 受注者の賠償責任</p> <p>受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。</p> <p>(1) 約款第 26 条に規定する一般的損害、<u>約款</u>第 27 条に規定する第三者に及ぼした損害について受注者の責に帰すべき損害とされた場合</p> <p>(2) <u>約款</u>第 39 条に規定する瑕疵責任に係る損害</p> <p>(3) 受注者の責により損害が生じた場合</p> <p>第 1 2 <u>8</u> 条 部分使用</p> <p>1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、<u>約款</u>第 32 条の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。</p> <p>(中略)</p>	<p>第 1 2 <u>2</u> 条 契約変更</p> <p>(中略)</p> <p>第 1 2 <u>3</u> 条 履行期間の変更</p> <p>(中略)</p> <p>第 1 2 <u>4</u> 条 一時中止</p> <p>1. 約款第 19 条第 1 項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は受注者に<u>書面をもって</u>通知し、必要と認める期間、地質・土質調査業務の全部又は一部を一時中止させることができるものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>第 1 2 <u>5</u> 条 発注者の賠償責任</p> <p>(中略)</p> <p>第 1 2 <u>6</u> 条 受注者の賠償責任</p> <p>受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。</p> <p>(1) 約款第 26 条に規定する一般的損害、<u>契約書</u>第 27 条に規定する第三者に及ぼした損害について受注者の責に帰すべき損害とされた場合</p> <p>(2) <u>契約書</u>第 39 条に規定する瑕疵責任に係る損害</p> <p>(3) 受注者の責により損害が生じた場合</p> <p>第 1 2 <u>7</u> 条 部分使用</p> <p>1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、<u>契約書</u>第 32 条の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。</p> <p>(中略)</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>第129条 再委託</p> <p>(中略)</p> <p>2. <u>約款第6条第3項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、ワープロ、印刷、製本、速記録の作成、トレース、模型製作、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、アンケート票の配布、資料の収集・単純な集計、電子納品の作成作業、その他特記仕様書に定める事項とする。</u></p> <p>(中略)</p> <p>第130条 成果品の使用等</p> <p>(中略)</p> <p>第131条 守秘義務</p> <p>(中略)</p> <p>2. <u>受注者は、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複製させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得たときはこの限りではない。</u></p> <p>3. <u>受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を第113条に示す業務計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。</u></p> <p>4. <u>受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。</u></p> <p>5. <u>取り扱う情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製・転送等しないこと。</u></p> <p>6. <u>受注者は、当該業務完了時に、業務の実施に必要な貸与資料（書面、電子媒体）について、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実にを行うこと。</u></p> <p>7. <u>受注者は、当該業務の遂行において貸与された発注者の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。</u></p>	<p>第128条 再委託</p> <p>(中略)</p> <p>2. <u>受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、<u>計算処理</u>、<u>トレース</u>、<u>資料整理</u>、<u>模型製作</u>などの簡易な業務の再委託にあたっては発注者の承諾を必要としない。</u></p> <p>(中略)</p> <p>第129条 成果品の使用等</p> <p>(中略)</p> <p>第130条 守秘義務</p> <p>(中略)</p> <p>2. 受注者は、<u>成果品の発表に際しての守秘義務については、第129条第1項の承諾を受けた場合はこの限りではない。</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p>	

改 定	現 行	備 考
<p>第132条 個人情報の取扱い</p> <p>1. 基本的事項 <u>受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>2. 秘密の保持 <u>受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。</u></p> <p>3. 取得の制限 <u>受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。</u></p> <p>4. 利用及び提供の制限 <u>受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。</u></p> <p>5. 複写等の禁止 <u>受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。</u></p> <p>6. 再委託の禁止及び再委託時の措置 <u>受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、再委託に関する発注者の指示又は承諾がある場合においては、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者に再委託することがないように、受注者において必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p>7. 事案発生時における報告 <u>受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、適切な措置を講じなければならない。なお、発注者の指示があった場合はこれに従うものとする。また、契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。</u></p>	<p><u>(新規)</u></p>	

改 定	現 行	備 考
<p><u>8. 資料等の返却等</u> 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。</p> <p><u>9. 管理の確認等</u> (1) 受注者は、取扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じて、この契約による事務に係る個人情報の管理の状況について、年1回以上発注者に報告するものとする。なお、個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合は、再委託される業務に係る個人情報の秘匿性等その内容に応じて、再委託先における個人情報の管理の状況について、受注者が年1回以上の定期的検査等により確認し、発注者に報告するものとする。 (2) 発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。</p> <p><u>10. 管理体制の整備</u> 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定め、第113条で示す業務計画書に記載するものとする。</p> <p><u>11. 従事者への周知</u> 受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。</p> <p>第133条 安全等の確保 1. 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施に際しては、地質・土質調査業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 受注者は「土木工事安全施工技術指針」（国土交通省大臣官房技術審議官通達<u>平成21年3月31日</u>）を参考にして常に調査の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。 (2) 受注者は、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（建設大臣官房技術<u>参事官通達</u><u>昭和62年3月30日</u>）を参考にして、調査に伴う騒音振動の発生をできる限り防止し生活環境の保全に努めなければならない。</p> <p>(中略)</p>	<p>第131条 安全等の確保 1. 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施に際しては、地質・土質調査業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 受注者は「土木工事安全施工技術指針」（国土交通省大臣官房技術審議官通達<u>平成13年3月29日</u>）を参考にして常に調査の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。 (2) 受注者は、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（建設省大臣官房技術<u>審議官通達</u><u>昭和51年3月2日</u>）を参考にして、調査に伴う騒音振動の発生をできる限り防止し生活環境の保全に努めなければならない。</p> <p>(中略)</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>第13<u>4</u>条 臨機の措置</p> <p>(中略)</p> <p>第13<u>5</u>条 履行報告</p> <p>(中略)</p> <p>第13<u>6</u>条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更</p> <p>(中略)</p> <p>2. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で<u>閉庁日</u>又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面によって調査職員に提出しなければならない。</p>	<p>第13<u>2</u>条 臨機の措置</p> <p>(中略)</p> <p>第13<u>3</u>条 履行報告</p> <p>(中略)</p> <p>第13<u>4</u>条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更</p> <p>(中略)</p> <p>2. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で<u>官公庁の休日</u>又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面によって調査職員に提出しなければならない。</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>第137条 行政情報流出防止対策の強化</p> <p><u>1. 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとり、第113条で示す業務計画書に流出防止策を記載するものとする。</u></p> <p><u>2. 受注者は、以下の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。</u></p> <p><u>(関係法令等の遵守)</u> 行政情報の取り扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。</p> <p><u>(行政情報の目的外使用の禁止)</u> 受注者は、発注者の許可無く本業務の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的以外に使用してはならない。</p> <p><u>(社員等に対する指導)</u></p> <p><u>1) 受注者は、受注者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員（以下「社員等」という。）に対し行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。</u></p> <p><u>2) 受注者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。</u></p> <p><u>3) 受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認・指導を行うこと。</u></p> <p><u>(契約終了時等における行政情報の返却)</u> 受注者は、本業務の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報（発注者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。）については、本業務の実施完了後又は本業務の実施途中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却するものとする。本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。</p> <p><u>(電子情報の管理体制の確保)</u></p> <p><u>1) 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下「情報管理責任者」という。）を選任及び配置し、第113条で示す業務計画書に記載するものとする。</u></p> <p><u>2) 受注者は次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。</u></p> <p><u>イ 本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策</u></p> <p><u>ロ 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策</u></p> <p><u>ハ 電子情報を移送する際のセキュリティ対策</u></p> <p><u>(電子情報の取り扱いに関するセキュリティの確保)</u> 受注者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる以下の行為をしてはならない。</p> <p><u>イ 情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用</u></p> <p><u>ロ セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用</u></p> <p><u>ハ セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存</u></p> <p><u>ニ セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送</u></p> <p><u>ホ 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送（事故の発生時の措置）</u></p>	<p><u>(新規)</u></p>	

改 定	現 行	備 考
<p><u>(事故の発生時の措置)</u></p> <p>1) <u>受注者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。</u></p> <p>2) <u>この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。</u></p> <p>3. <u>発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。</u></p> <p>第138条 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置</p> <p>1. <u>受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。</u></p> <p>2. <u>1. により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を発注者に報告すること。</u></p> <p>3. <u>1. 及び2. の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。</u></p> <p>4. <u>暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。</u></p> <p>第139条 保険加入の義務</p> <p><u>受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。</u></p> <p>第2章 機械ボーリング</p> <p>第201条 目的</p> <p>機械ボーリングは、主として土質及び岩盤を調査し、地質構造や地下水位を確認するとともに、<u>必要に応じて</u>試料を採取し、あわせて原位置試験を実施するために行うことを目的とする。</p> <p>(中略)</p> <p>第203条 調査等</p> <p>(中略)</p>	<p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p>第2章 機械ボーリング</p> <p>第201条 目的</p> <p>機械ボーリングは、主として土質及び岩盤を調査し地質構造や、地下水位を確認するとともに試料を採取し、あわせて原位置試験を実施するために行うことを目的とする。</p> <p>(中略)</p> <p>第203条 調査等</p> <p>(中略)</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>4. 掘 進</p> <p>(1) 孔口はケーシングパイプ又はドライブパイプで保護するものとする。</p> <p>(2) 崩壊性の地層に遭遇して掘進が不可能になる恐れのある場合は、泥水の使用、もしくはケーシングパイプの挿入により孔壁の崩壊を防止しなければならない。</p> <p>(3) 原位置試験、サンプリングの場合はそれに先立ち、孔底のスライムをよく除去するものとする。</p> <p>(4) 掘進中は掘進速度、湧水・逸水量、スライムの状況等に注意し、変化の状況を記録しなければならない。</p> <p>(5) 未固結土で乱れの少ない試料採取を行う場合には、土質及び締め具合に応じたサンプラーを用い、採取率を高めるように努めなければならない。</p> <p>(6) 孔内水位は、毎作業日、作業開始前に観測し、観測日時を明らかにしておかなければならない。</p> <p>(7) 岩盤ボーリングを行う場合は、原則としてダブルコアチューブを用いるものとし、コアチューブの種類は岩質に応じて適宜使い分けるものとする。</p> <p>(8) コアチューブはコアの採取毎に水洗いして、残渣を完全に除去しなければならない。</p> <p>(9) 掘進中は孔曲がりのないように留意し岩質、割れ目、断層破碎帯、湧水漏水等に充分注意しなければならない。特に湧水については、その量のほか、必要があれば水位（被圧水頭）を測定するものとする。</p> <p><u>(10) 試料を採取するオールコアボーリング^{*1}の場合は、詳細な地質状況の把握が行えるよう、観察に供するコアを連続的に採取することとする。</u> <u>試料を採取しない場合はノンコアボーリング^{*2}を行うこととする。</u> <u>ノンコアボーリング又はオールコアボーリングの適用は特記仕様書による。</u> <u>※1 オールコアボーリングとは、観察に供するコアを連続的に採取するボーリングで、試料箱（コア箱）に納め、採取したコアを連続的に確認し、詳細な地質状況の把握が可能なものをいう。</u> <u>※2 ノンコアボーリングとは、コアを採取しないボーリングで、標準貫入試験及びサンプリング（採取資料の土質試験）等の併用による地質状況の把握が可能なものをいう。</u></p> <p>5. 検 尺</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 掘進長の検尺は、調査目的を終了後、原則として調査職員が立会のうえロッドを挿入した状態で残尺を<u>確認した</u>後、ロッドを引き抜き、<u>全ロッド長の</u>確認を行うものとする。</p> <p><u>6. その他</u> <u>採取方法及び採取深度を決定するために行う先行ボーリングを実施する場合は、特記仕様書による。</u></p>	<p>4. 掘 進</p> <p><u>(1) 掘進は地下水位の確認が出来る深さまで原則として無水掘りとする。</u></p> <p>(2) 孔口はケーシングパイプ又はドライブパイプで保護するものとする。</p> <p>(3) 崩壊性の地層に遭遇して掘進が不可能になる恐れのある場合は、泥水の使用、もしくはケーシングパイプの挿入により孔壁の崩壊を防止しなければならない。</p> <p>(4) 原位置試験、サンプリングの場合はそれに先立ち、孔底のスライムをよく除去するものとする。</p> <p>(5) 掘進中は掘進速度、湧水・逸水量、スライムの状況等に注意し、変化の状況を記録しなければならない。</p> <p>(6) 未固結土で乱れの少ない試料採取を行う場合には、土質及び締め具合に応じたサンプラーを用い、採取率を高めるように努めなければならない。</p> <p>(7) 孔内水位は、毎作業日、作業開始前に観測し、観測日時を明らかにしておかなければならない。</p> <p>(8) 岩盤ボーリングを行う場合は、原則としてダブルコアチューブを用いるものとし、コアチューブの種類は岩質に応じて適宜使い分けるものとする。</p> <p>(9) コアチューブはコアの採取毎に水洗いして、残渣を完全に除去しなければならない。</p> <p>(10) 掘進中は孔曲がりのないように留意し岩質、割れ目、断層破碎帯、湧水漏水等に充分注意しなければならない。特に湧水については、その量のほか、必要があれば水位（被圧水頭）を測定するものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>5. 検 尺</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 掘進長の検尺は、調査目的を終了後、原則として調査職員が立会のうえロッドを挿入した状態で残尺を<u>検尺の</u>後、ロッドを引き抜き確認を行うものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p>	

改 定	現 行	備 考
<p>第204条 成果品 成果品は、次のものを提出するものとする。 (1) 調査位置案内図・調査位置平面図・土質又は地質断面図（着色を含む） (2) 作業時の記録及びコアの観察によって得た事項は、地質・土質調査成果電子納品要領(案) <u>(香川県土木部・平成27年4月)</u>に従い柱状図に整理し提出するものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>第3章 サンプリング</p> <p>(中略)</p> <p>第302条 採取方法 1. シンウォールサンプリングは、軟弱な粘性土の試料を採取するもので、採取方法及び器具については、JGS 1221 <u>(固定ピストン式シンウォールサンプラーによる土試料の採取方法)</u>によるものとする。 2. デニソンサンプリングは、中程度の硬質な粘性土の試料を採取するもので、採取方法及び器具については、JGS 1222 <u>(ロータリー式二重管サンプラーによる土試料の採取方法)</u>によるものとする。 3. トリプルサンプリングは、硬質の粘性土、砂質土の試料を採取するもので、採取方法及び器具については、JGS 1223 <u>(ロータリー式三重管サンプラーによる土試料の採取方法)</u>によるものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>第4章 サウンディング</p> <p>第1節 標準貫入試験</p> <p>第401条 目的 1. 標準貫入試験は、原位置における<u>地盤</u>の硬軟や、締まり具合の<u>判定、及び土層構成を把握するための</u>試料採取することを目的とする。</p> <p>(中略)</p>	<p>第204条 成果品 成果品は、次のものを提出するものとする。 (1) 調査位置案内図・調査位置平面図・土質又は地質断面図（着色を含む） (2) 作業時の記録及びコアの観察によって得た事項は、地質・土質調査成果電子納品要領(案) に従い柱状図に整理し提出するものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>第3章 サンプリング</p> <p>(中略)</p> <p>第302条 採取方法 1. シンウォールサンプリングは、軟弱な粘性土の試料を採取するもので、採取方法及び器具については、JGS1221 に<u>準拠して行う</u>ものとする。 2. デニソンサンプリングは、中程度の硬質な粘性土の試料を採取するもので、採取方法及び器具については、JGS1222 に<u>準拠して行う</u>ものとする。 3. トリプルサンプリングは、硬質の粘性土、砂質土の試料を採取するもので、採取方法及び器具については、JGS1223 に<u>準拠して行う</u>ものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>第4章 サウンディング</p> <p>第1節 標準貫入試験</p> <p>第401条 目的 1. 標準貫入試験は、原位置における<u>土</u>の硬軟や、締まり具合の<u>相対値を知るとともに</u>、試料採取することを目的とする。</p> <p>(中略)</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>第402条 試験等 1. 試験方法及び器具は、JIS A1219 <u>(標準貫入試験方法)</u> <u>による</u>ものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>第403条 成果品 試験結果及び保存用試料は、JIS A1219 <u>(標準貫入試験方法)</u> 及び「地質・土質調査成果電子納品要領(案) <u>(香川県土木部・平成27年4月)</u>」に従って整理し提出するものとする。</p> <p>第2節 スウェーデン式サウンディング試験</p> <p>第404条 目的 スウェーデン式サウンディング試験は、<u>深さ10m程度の軟弱地盤</u>における土の静的貫入抵抗を測定し、その硬軟若しくは締まり具合又は土層の構成を判定することを目的とする。</p> <p>第405条 試験等 1. 試験方法及び器具は、JIS A1221 <u>(スウェーデン式サウンディング試験方法)</u> <u>による</u>ものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>第406条 成果品</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙の JIS A1221 <u>(スウェーデン式サウンディング試験方法)</u> <u>により</u>整理し提出するものとする。</p> <p>第3節 オランダ式二重管コーン貫入試験</p> <p>(中略)</p> <p>第408条 試験等 1. 試験方法及び器具は、JIS A1220 <u>(オランダ式二重管コーン貫入試験方法)</u> <u>による</u>ものとする。</p> <p>(中略)</p>	<p>第402条 試験等 1. 試験方法及び器具は、JIS A 1219 に<u>準拠して行う</u>ものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>第403条 成果品 試験結果及び保存用試料は、JIS A 1219 及び「地質・土質調査成果電子納品要領(案)」に従って整理し提出するものとする。</p> <p>第2節 スウェーデン式サウンディング試験</p> <p>第404条 目的 スウェーデン式サウンディング試験は、<u>比較的浅い原位置地盤</u>における土の静的貫入抵抗を測定し、その硬軟若しくは締まり具合又は土層の構成を判定することを目的とする。</p> <p>第405条 試験等 1. 試験方法及び器具は、JIS A 1221 に<u>準拠して行う</u>ものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>第406条 成果品</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙の JIS A 1221 に<u>準拠して</u>整理し提出するものとする。</p> <p>第3節 オランダ式二重管コーン貫入試験</p> <p>(中略)</p> <p>第408条 試験等 1. 試験方法及び器具は、JIS A 1220 に<u>準拠して行う</u>ものとする。</p> <p>(中略)</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>第409条 成果品</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙を使用して JIS A1220 <u>(オランダ式二重管コーン貫入試験方法)</u> <u>により</u>整理するものとする。</p> <p>第4節 ポータブルコーン貫入試験</p> <p>(中略)</p> <p>第411条 試験等</p> <p>1. 試験方法及び器具は、JGS 1431 <u>(ポータブルコーン貫入試験方法)</u> <u>による</u>ものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>第412条 成果品</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙の JGS 1431 <u>(ポータブルコーン貫入試験方法)</u> <u>により</u>整理し提出するものとする。</p> <p>第5節 簡易動的コーン貫入試験</p> <p>第413条 目的</p> <p><u>簡易動的コーン貫入試験は、斜面や平地における地盤表層部の動的な貫入抵抗を測定し、その硬軟若しくは支持力を判定することを目的とする。</u></p> <p>第414条 試験等</p> <p><u>1. 試験方法及び器具は、JGS1433 (簡易動的コーン貫入試験) によるものとする。</u></p> <p><u>2. 貫入方法は鋼製ハンマーを自由落下させる方法とする。</u></p> <p><u>3. コーンに付着した土の観察、ロッドに付着した地下水位の状況、傾斜地作業では斜面の傾斜角度確度をできるかぎり記録するものとする。</u></p> <p><u>4. 試験中、目的の深度に達する前に礫などにあたり試験が不可能になった場合は調査職員と協議するものとする。</u></p>	<p>第409条 成果品</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙を使用して JIS A 1220 に<u>準拠して</u>整理するものとする。</p> <p>第4節 ポータブルコーン貫入試験</p> <p>(中略)</p> <p>第411条 試験等</p> <p>1. 試験方法及び器具は、JGS1431 に<u>準拠して行う</u>ものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>第412条 成果品</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙の JGS1431 に<u>準拠して</u>整理し提出するものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p>	

改 定	現 行	備 考
<p>第415条 成果物 <u>成果物は、次のものを提出するものとする。</u> <u>(1) 調査位置案内図、調査位置平面図</u> <u>(2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJGS1433（簡易動的コーン貫入試験方法）に準拠して整理し提出するものとする。</u></p> <p>第5章 原位置試験 (中略)</p> <p>第502条 試験等 1. 試験方法及び器具は、JGS 1421 <u>(孔内水平載荷試験方法【地盤のプレッシャーメータ試験】)</u> <u>による</u>ものとする。 (中略)</p> <p>第503条 成果品 成果品は、次のものを提出するものとする。 (中略)</p> <p>(4) 試験の結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙の JGS 1421 <u>(孔内水平載荷試験方法【地盤のプレッシャーメータ試験】)</u> <u>により</u>整理し提出するものとする。</p>	<p>第5章 原位置試験 (中略)</p> <p>第502条 試験等 1. 試験方法及び器具は、JGS1421 に<u>準拠して行う</u>ものとする。 (中略)</p> <p>第503条 成果品 成果品は、次のものを提出するものとする。 (中略)</p> <p>(4) 試験の結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙の JGS1421 に<u>準拠して</u>整理し提出するものとする。</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>第2節 地盤の平板載荷試験</p> <p>第504条 目的 平板載荷試験は、地盤に剛な載荷板を介して荷重を加え、この荷重の大きさと載荷板の沈下との関係から、応力範囲の地盤の変形特性や支持力特性、道路の路床・路盤などでは地盤反力係数を求めることを目的とする。</p> <p>第505条 試験等 試験方法及び試験装置・器具は以下のとおりとする。 (1) 地盤の平板載荷試験は、JGS 1521 (地盤の平板載荷試験方法) によるものとする。 (2) 道路の平板載荷試験は、JIS A1215 (道路の平板載荷試験方法) によるものとする。</p> <p>第506条 成果品</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 地盤の平板載荷試験の結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙の JGS 1521 (地盤の平板載荷試験方法) により整理し提出するものとする。 (3) 道路の平板載荷試験の試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙の JIS A1215 (道路の平板載荷試験方法) により整理し提出するものとする。</p> <p>第3節 現場密度測定（砂置換法）</p> <p>(中略)</p> <p>第508条 試験等 試験方法及び器具は、JIS A1214 (砂置換法による土の密度試験方法) によるものとする。</p> <p>第509条 成果品</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙の JIS A1214 (砂置換法による土の密度試験方法) により整理し提出するものとする。</p>	<p>第2節 地盤の平板載荷試験</p> <p>第504条 目的 平板載荷試験は、地盤に剛な載荷板を介して荷重を加え、この荷重の大きさと載荷板の沈下との関係から、応力範囲の地盤の変形強さなどの支持力特性や、道路の路床・路盤などの地盤反力係数を求めることを目的とする。</p> <p>第505条 試験等 試験方法及び試験装置・器具は以下のとおりとする。 (1) 地盤の平板載荷試験は、JGS1521 に準拠して行うものとする。 (2) 道路の平板載荷試験は、JIS A 1215 に準拠して行うものとする。</p> <p>第506条 成果品</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 地盤の平板載荷試験の結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙の JGS1521 に準拠して整理し提出するものとする。 (3) 道路の平板載荷試験の試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙の JIS A 1215 に準拠して整理し提出するものとする。</p> <p>第3節 現場密度測定（砂置換法）</p> <p>(中略)</p> <p>第508条 試験等 試験方法及び器具は、JIS A 1214 に準拠して行うものとする。</p> <p>第509条 成果品</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙の JIS A 1214 に準拠して整理し提出するものとする。</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>第4節 現場密度測定（R I 法）</p> <p>（中略）</p> <p>第511条 試験等</p> <p>1. 本試験は、地表面型R I 計を用いた土の密度試験に適用する。</p> <p>2. 試験方法及び器具は、JGS 1614 <u>(RI 計器による土の密度試験方法)</u> によるものとする。</p> <p>第5節 現場透水試験</p> <p>（中略）</p> <p>第514条 試験等</p> <p>試験方法及び器具は、JGS 1314 <u>(単孔を利用した透水試験方法)</u> によるものとする。</p> <p>（中略）</p> <p>第6節 ルジオン試験</p> <p>（中略）</p> <p>第517条 試験等</p> <p>1. 試験方法及び装置は、JGS 1323 <u>(ルジオン試験方法)</u> によるものとする。</p> <p>（中略）</p> <p>第7節 速度検層</p> <p>第519条 目的</p> <p>速度検層は、ボーリング孔を利用して地盤内を<u>伝播</u>するP波（縦波、疎密波）及びS波（横波、せん断波）の速度分布を求めることを目的とする。</p> <p>第520条 試験等</p> <p>試験方法及び装置は、JGS 1122 <u>(地盤の弾性波速度検層方法)</u> によるものとする。</p> <p>（中略）</p>	<p>第4節 現場密度測定（R I 法）</p> <p>（中略）</p> <p>第511条 試験等</p> <p>1. 本試験は、地表面型R I 計を用いた土の密度試験に適用する。</p> <p>2. 試験方法及び器具は、JGS1614 に<u>準拠して行う</u>ものとする。</p> <p>第5節 現場透水試験</p> <p>（中略）</p> <p>第514条 試験等</p> <p>試験方法及び器具は、JGS1314 に<u>準拠して行う</u>ものとする。</p> <p>（中略）</p> <p>第6節 ルジオン試験</p> <p>（中略）</p> <p>第517条 試験等</p> <p>1. 試験方法及び装置は、JGS1323 に<u>準拠して行う</u>ものとする。</p> <p>（中略）</p> <p>第7節 速度検層</p> <p>第519条 目的</p> <p>速度検層は、ボーリング孔を利用して地盤内を<u>伝搬</u>するP波（縦波、疎密波）及びS波（横波、せん断波）の速度分布を求めることを目的とする。</p> <p>第520条 試験等</p> <p>試験方法及び装置は、JGS1122 に<u>準拠して行う</u>ものとする。</p> <p>（中略）</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>第8節 電気検層</p> <p>(中略)</p> <p>第523条 試験等</p> <p>1. 試験方法及び装置は、JGS 1121 <u>(地盤の電気検層方法)</u> <u>による</u>ものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>第6章 解析等調査業務</p> <p>第601条 目的</p> <p>(中略)</p> <p>2. 適用範囲は、ダム、トンネル、地すべり、砂防調査等の大規模な業務や技術的に高度な業務を除くものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>第7章 軟弱地盤技術解析</p> <p>(中略)</p> <p>第702条 業務内容</p> <p>(中略)</p> <p>3. 現況地盤解析</p> <p>(1) 地盤破壊</p> <p>設定された土質定数、荷重(地震時含む)等の条件に基づき、すべり計算(基礎地盤の圧密に伴う強度増加の検討含む)等を各断面にて実施して地盤のすべり破壊に対する安全率を算定するものとする。</p> <p>(2) 地盤変形</p> <p>設定された土質定数、荷重等の条件に基づき、簡易的手法によって地盤内発生応力を各断面にて算定し、地盤変形量(側方流動、地盤隆起、仮設構造物等の変位等及び既設構造物への影響検討を含む)を算定するものとする。</p>	<p>第8節 電気検層</p> <p>(中略)</p> <p>第523条 試験等</p> <p>1. 試験方法及び装置は、JGS1121 に準拠して行うものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>第6章 解析等調査業務</p> <p>第601条 目的</p> <p>(中略)</p> <p>2. 適用範囲は、ダム、トンネル、地すべり、砂防調査を除くものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>第7章 軟弱地盤技術解析</p> <p>(中略)</p> <p>第702条 業務内容</p> <p>(中略)</p> <p>3. 現況地盤解析</p> <p>(1) 地盤破壊</p> <p>設定された土質定数、荷重(地震時含む)等の条件に基づき、すべり計算(基礎地盤の圧密に伴う強度増加の検討含む)等を実施して地盤のすべり破壊に対する安全率を算定するものとする。</p> <p>(2) 地盤変形</p> <p>設定された土質定数、荷重等の条件に基づき、簡易的手法によって地盤内発生応力を算定し、地盤変形量(側方流動、地盤隆起、仮設構造物等の変位等及び既設構造物への影響検討を含む)を算定するものとする。</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>(中略)</p> <p>(4) 地盤液状化 広範囲の砂質地盤を対象に土質定数及び地震時条件に基づき、液状化強度、地震時せん断応力比から、液状化に対する抵抗率FL値を各断面にて求め、液状化の判定を行うものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>第9章 地すべり調査</p> <p>第901条 目的 地すべり調査は、<u>地すべり面の分布・性状、地下水位、水みち等</u>について調査するとともに、どの範囲の土塊がどのように動いているか、どのような機構で地すべりが発生しているかを解析し、地すべり対策工法を検討することを目的とする。</p> <p>(中略)</p> <p>第903条 地下水調査</p> <p>1. 地下水位観測 地下水位の変動を監視するために、ボーリング孔内の水位を観測するもので、調査方法はJGS1312 <u>(観測井による砂質・礫質地盤の地下水位測定方法)</u> によるものとする。</p> <p>2. 地下水検層 ボーリング孔にトレーサー（地下水と電気抵抗あるいは温度の異なる水）を投入し、地下水の流動箇所で<u>トレーサーが希釈されることにより電気抵抗又は温度</u>が変化することを利用して、地下水の流動帯の有無とその深度を検知するもので、調査方法はJGS1317 <u>(トレーサーによる地下水流動層検層方法)</u> によるものとする。</p> <p>3. 間隙水圧測定 電気式水圧計等を用いて飽和地盤の土粒子間の空隙に存在している水に働く圧力を求めるもので、調査方法はJGS1313 <u>(ボーリング孔内に設置した電気式間隙水圧計による間隙水圧の測定方法)</u> によるものとする。</p> <p>4. 湧水圧による岩盤の透水試験 (J.F.T) 岩盤の試験対象区間とその区間をパッカーおよびトリップバルブによって大気から遮断しておき、大気圧下に開放した後に測定管内を上昇する地下水の上昇速度と最高静水位から測定間隔での水頭及び換算透水係数を求めるもので、調査方法は、JGS1321 <u>(孔内水位回復法による岩盤の透水試験方法)</u> によるものとする。</p> <p>(中略)</p>	<p>(中略)</p> <p>(4) 地盤液状化 広範囲の砂質地盤を対象に土質定数及び地震時条件に基づき、液状化強度、地震時せん断応力比から、液状化に対する抵抗率FL値を求め、液状化の判定を行うものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>第9章 地すべり調査</p> <p>第901条 目的 地すべり調査は、<u>地下水位や水みちなど</u>について調査するとともに、どの範囲の土塊がどのように動いているか、どのような機構で地すべりが発生しているかを解析し、地すべり対策工法を検討することを目的とする。</p> <p>(中略)</p> <p>第903条 地下水調査</p> <p>1. 地下水位観測 地下水位の変動を監視するために、ボーリング孔内の水位を観測するもので、調査方法はJGS1312に<u>準拠して行う</u>ものとする。</p> <p>2. 地下水検層 ボーリング孔にトレーサー（地下水と電気抵抗あるいは温度の異なる水）を投入し、地下水の流動箇所で<u>希釈される、若しくは</u>温度が変化することを利用して、地下水の流動帯の有無とその深度を検知するもので、調査方法はJGS1317に<u>準拠して行う</u>ものとする。</p> <p>3. 間隙水圧測定 電気式水圧計等を用いて飽和地盤の土粒子間の空隙に存在している水に働く圧力を求めるもので、調査方法はJGS1313に<u>準拠する</u>ものとする。</p> <p>4. 湧水圧による岩盤の透水試験 (J.F.T) 岩盤の試験対象区間とその区間をパッカーおよびトリップバルブによって大気から遮断しておき、大気圧下に開放した後に測定管内を上昇する地下水の上昇速度と最高静水位から測定間隔での水頭及び換算透水係数を求めるもので、調査方法は、JGS1321に<u>準拠して行う</u>ものとする。</p> <p>(中略)</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>第904条 移動変形調査</p> <p>(中略)</p> <p>2. 伸縮計による調査</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 調査方法については、JGS 1725 <u>(伸縮計を用いた地表面移動量測定方法)</u> <u>による</u>ものとする。</p> <p>3. 傾斜計による調査</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 水管式地盤傾斜計を用いて調査する場合は、JGS 1721 <u>(水管式地盤傾斜計を用いた地表面の傾斜変動量測定方法)</u> <u>による</u>ものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>5. 挿入式孔内傾斜計による調査</p> <p>挿入式孔内傾斜計は、削孔したボーリング孔に溝付の塩ビ管、あるいはアルミケーシングパイプを地表面から不動層まで埋設した後、プローブに取付けられた車輪をパイプの溝に合わせて降下して0.5m <u>あるいは1.0m</u> 毎にパイプの傾きを検出し、指示計に表示される傾き量を読みとるもので、地すべりの滑動によるすべり面位置の確認やすべり方向、変位量を算出するものとする。</p> <p>第905条 雨量観測</p> <p><u>地すべりの変動と降雨量との相関関係を把握するために、降雨量を計測する。計測には、測量結果を自動転送する機能を有した雨量計の使用を標準とする。</u></p> <p>第906条 解析</p> <p>(中略)</p> <p>第907条 対策工法選定</p> <p>機構解析、安定解析及びその他の調査結果を基に、各種対策工法より、最も効果的かつ経済的な対策工法を選定するものとする <u>(詳細設計は含まない)</u>。</p>	<p>第904条 移動変形調査</p> <p>(中略)</p> <p>2. 伸縮計による調査</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 調査方法については、JGS1725 に<u>準拠して行う</u>ものとする。</p> <p>3. 傾斜計による調査</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 水管式地盤傾斜計を用いて調査する場合は、JGS1721 に<u>準拠して行う</u>ものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>5. 挿入式孔内傾斜計による調査</p> <p>挿入式孔内傾斜計は、削孔したボーリング孔に溝付の塩ビ管、あるいはアルミケーシングパイプを地表面から不動層まで埋設した後、プローブに取付けられた車輪をパイプの溝に合わせて降下して0.5m 毎にパイプの傾きを検出し、指示計に表示される傾き量を読みとるもので、地すべりの滑動によるすべり面位置の確認やすべり方向、変位量を算出するものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>第905条 解析</p> <p>(中略)</p> <p>第906条 対策工法選定</p> <p>機構解析、安定解析及びその他の調査結果を基に、各種対策工法より、最も効果的かつ経済的な対策工法を選定するものとする。</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>第90<u>8</u>条 報告書作成</p> <p>(中略)</p> <p>第10章 地形・地表地質踏査</p> <p>(中略)</p> <p>第1002条 業務内容</p> <p>(中略)</p> <p>5. 地質解析</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 報告書作成 業務の目的を踏まえ、調査の方法、検討過程、結論について記した報告書を作成する。</p>	<p>第90<u>7</u>条 報告書作成</p> <p>(中略)</p> <p>第10章 地形・地表地質踏査</p> <p>(中略)</p> <p>第1002条 業務内容</p> <p>(中略)</p> <p>5. 地質解析</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 報告書作成 業務の目的を踏まえ、調査の方法、検討過程、結論について記した報告書を作成する。 <u>1. 空中写真判読 隣り合わせの2枚の空中写真を実体鏡によって実体視して、旧河道・後背地、谷底平野、崖、鞍部等の分布状況、谷・尾根の分布パターンや写真の濃淡などを注意深く判読し、これらの情報から、土石流堆積地、断層破碎帯、地すべり等の分布域を推定するものとする。</u> <u>2. 現地調査</u> <u>(1) 調査地域内を踏査して、空中写真判読で得られた軟弱地盤、土石流堆積地、断層破碎帯、地すべり等の地形的な特徴・性状を観察するものとする。</u> <u>(2) 現地調査の際には、人工構造物・改変地形の状況も把握しておくとともに、岩石・地層の分布、相互関係、地質構造、地山の安定性、地表水・地下水等の状況を詳細に観察するものとする。</u> <u>(3) 観察結果を踏査経路、観察地点、資料採取地点等を地形図に記入して作業図を作成し、地形の形成過程・地質状況の検討も含めて地質平面図、地質断面図にとりまとめるものとする。</u></p>	

改 定	現 行	備 考
<p>第1003条 成果物</p> <p>成果物は、次のものを提出する。</p> <p>(1) 調査報告書</p> <p>(2) 地質平面図</p> <p>(3) 地質断面図</p> <p><u>(4) ルートマップ</u></p> <p><u>(5) 露頭写真</u></p>	<p>第1003条 成果品</p> <p>成果品は、次の物を提出する。</p> <p>(1) 調査報告書</p> <p>(2) 地質平面図</p> <p>(3) 地質断面図</p>	